

第 1 節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

◆ めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち
- 2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち
- 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち
- 4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
- 5 誰もが心豊かに子育てできるまち

1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

2 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

4 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション*とリハビリテーション*の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していく「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、~~それを実現していくことができる~~まちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組み災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもがその権利を擁護され、愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」*のまち

◆ めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち返子」をめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 子どもも大人も 共につながり成長していく輝く生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち 子どもも大人も 共につながり成長していくまち

1 子どもも大人も 共につながり成長していく輝く生涯学習*のまち

市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができるめるよう、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育の機会を広く市民に提供するとともに、市民の自主的な学びを支援します。一人ひとりの力と行動で、教え合い学び合いを形にしていきます。

そして、学ぶ楽しみ教える喜びで地域の一人ひとりがいきいきと輝いているまち、互いの生き方を尊重し育み合えるまち、学習活動の域を越えて学んだ成果を様々な形で生かすことで元気な地域づくりへとつなげがていくまち、生涯学習活動のまち返子をめざします。

2 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の**伝統文化を継承**するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

3 スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

4 学校教育の充実したまち

人は自然と社会の中で生涯学び続けていくことが必要です。その入り口の一つとして学校教育は大きな役割を果たすものです。今日、価値観の多様化や高度な情報化社会の中であって、子どもたちが身につけなければならない力は多岐にわたっています。これまで受け継がれてきた知識や文化・伝統などを踏まえ、地域社会や家庭と連携し人間性溢れる教育、限りある命を生きていることの素晴らしさを感じることができる教育を行っていくこと、そしてこれからの国際社会の一員として生きていく力を養うことが必要です。

いつの時代にも変わってはならない本質の部分を土台に、その時々¹の教育的課題に臨機応変に対応して、「豊かな人間性」・「確かな学力」・「健康な心身」を目標として『自ら考え、心豊かに、たくましく生きる逗子²の子ども』の育成を図ります。

5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち子どもも大人も共につながり成長していくまち

ふるさとの財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継ぎ、活用していくことで、市民がふるさとの誇りや愛着をもてるまちをめざします。

そして、ふるさとの歴史から共に学び、共に育ち、次世代へふるさとの誇りや愛着をつないでいくまち、まちの財産を共にまもり、つないでいくまちをめざします。

~~わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にするまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わる「ひとづくり」がその第一歩となります。~~

~~社会教育*の充実をめざして、過去から附託された人類共通の財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継いでいくとともに、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。~~

~~わたしたちは、子どもも大人も共につながり成長していくまちの実現をめざします。~~

第3節 自然と人間を共に大切にするまち

◆ めざすべきまちの姿

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

◆ 取り組みの方向

- 1 自然を大切にするまち
- 2 廃棄物による環境負荷の少ないまち
- 3 カーボンニュートラルを実現するまち温室効果ガス排出の少ないまち
- 4 暮らしと景観に配慮したまち

1 自然を大切にするまち

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地*の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

わたしたちは、逗子の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

2 廃棄物による環境負荷の少ないまち

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会*をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト社会」*の実現をめざします。

3 カーボンニュートラルを実現するまち温室効果ガス*排出の少ないまち

地球温暖化の問題は、地球規模で取り組む課題です。

その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、日常生活においても発生しています。~~低炭素社会*を実現するため~~、わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、身近なことから温室効果ガス排出量の削減を実践していきます。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギー*への転換に努めます。

わたしたちは、持続可能な社会を実現するため、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ温室効果ガス排出の少ないまちづくりを進めます。

4 暮らしと景観に配慮したまち

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、**市民共有の財産**です。

良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、**自然景観及び人工景観の向上**をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち

◆ めざすべきまちの姿

わたしたちは、逗子が持つ豊かな自然環境やコミュニティの質の高いまちを未来に継承していきます。

そのため、土地利用の基本方針を尊重し、社会ニーズを的確にとらえ、長期的な視点に立った都市のデザインを描いて、計画的なまちづくりを進め、誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

◆ 取り組みの方向

- 1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち
- 2 災害に強く、犯罪のない安全なまち
- 3 歩行者と自転車を優先するまち
- 4 都市機能の整った快適なまち
- 5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

1 良好な住環境の形成により、くつろぎが生まれるまち

土地利用の基本方針にうたわれた理念の実現を図るため、逗子が潜在的に持つ優れた価値と原風景を再認識し、大局的長期的視点に立ち、住む人にも訪れる人にも優しく、にぎわいとくつろぎ、そして安らぎが生まれる人間らしいスケールのまちをめざします。

基本的に低層のまち並みの形成を基盤とする中で、地域ごとの整備方針に基づき、地域のまちづくりを進めます。

2 災害に強く、犯罪のない安全なまち

高齢化が進む住宅都市として、「自らの命は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」という意識の浸透、自主防災組織*の充実及び避難行動要支援者*に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図ります。さらには、情報伝達体制の整備や津波対策の充実、河川の改修等を進め、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、狭あい道路*の整備や消防力の充実など都市災害を防ぐまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、地域の安全は地域で守るという意識を高め、防犯環境に配慮した環境整備を図り、誰もが安心して暮らすことができる、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

3 歩行者と自転車を優先するまち

自動車交通がもたらす交通事故や交通公害、混雑などを解決するためには、環境負荷の低減を図り、自動車の過度な利用を抑制し、公共交通機関や歩行者、自転車の安全性や利便性、快適性を高める必要があります。

わたしたちは、歩行者も自転車も優先することができる社会をめざすことにより、豊かで快適、安全な、生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の高いまちづくりを実現します。

4 都市機能の整った快適なまち

市民の安全で快適な都市生活を維持し、拡充を図るため、高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要です。

本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点、高齢化等への配慮から施設の複合化や多機能化、バリアフリー化を図り、また、地震をはじめとした自然災害等を考慮した都市機能の再編・再整備を計画的に進めます。

5 地域資源を生かした個性豊かなにぎわいのあるまち

市街地を囲むみどり豊かな山や青い海の逗子海岸や小坪漁港、これらの逗子の魅力を国内外に向けて発信し続け、人が集い、ふれあいの輪が広がり、地域のにぎわいが生まれるまちをつくれます。

自然、文化、人という逗子の恵まれた地域資源を、磨き、つなぎ、生かすことにより、地域産業の活性化や個性豊かな産業の創出を図るとともに、住む人、働く人、訪れる人が一体となって、成熟した魅力あふれるまちをつくれます。

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権*のまち

◆ めざすべきまちの姿

市民は、市政の主権者であり、まちづくりに参加する権利を有します。

わたしたちは、主権者である市民として、互いに尊重し合いながら、その人のもつ個性や能力を十分に発揮できる地域社会をつくっていきます。また、グローバル化した社会の中で、地域や国を越えて、世界に貢献していきます。

わたしたちは、地域社会、さらには世界の一員として主体的に行動する市民主権のまちをつくりま

◆ 取り組みの方向

- 1 市民自治のまち
- 2 誰もが尊重され、自由で平等なまち
- ~~3 情報化で、よりよく暮らせるまち~~
- 3.4 世界とつながり、平和に貢献するまち

1 市民自治のまち

逗子のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。市民が、自分のことだけでなく、他人や地域、自然のことを自分のことのように考え、行動することができる市民の姿が望まれます。

また、逗子に住み、働き、学び、交わるあらゆる主体が、地域の一員として、考え、行動し、それぞれの関係の中で互いの理解を深め、担い合い支え合うことにより、心豊かな市民自治のまちを実現します。

2 誰もが尊重され、自由で平等なまち

その人の持つ「個性や固有の人格そのもの」や「能力」が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

~~3 情報化で、よりよく暮らせるまち~~

~~ICT（情報通信技術）*を積極的に活用することにより、暮らしに関わるあらゆる分野において、より便利で質の高い暮らしができるまちをめざします。~~

~~また、情報化の推進により、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。~~

3-4 世界とつながり、平和に貢献するまち

ICT（情報通信技術）の進化や移動時間の短縮化など、科学技術のめざましい発展を背景に、世界との距離は加速度的に近くなっています。

市民の誰もが国際性を身につけ、池子米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さらに多くの世界の人々や都市との交流、協力を進め、逗子から世界に向けて、世界の恒久平和や調和ある発展についてメッセージを発し、貢献するまちをめざします。

第3章 池子の森全面返還をめざして

池子住宅地区への米軍家族の入居に係る諸課題への対応を図りながら、市民と米軍家族との良好な関係づくりを進めます。また、国、米軍との交渉を進め、共同使用地（池子の森自然公園）の部分返還、さらに、最終的には「池子住宅地区及び海軍補助施設」*の全面返還をめざします。

第4章 計画の実現に向けて

1 自律した市民の主体的な参加、参画

まちづくりの主体は、まちに住み、生活する市民一人ひとりです。

市民自らがまちづくりに対する認識を深め、主体的に活動していくことが重要です。

また、計画の実現のためには、政策の実行の場面だけではなく、政策の決定の場面にも市民の参画が必要です。

市民と市は目的や課題を共有し、共にまちづくりに取り組みます。

2 公・共・私の役割分担と連携

市民ニーズや価値観の多様化が進む中、市だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になっています。

まちづくりのあらゆる場面で、公（行政）・共（地域、各種団体、企業）・私（個人、家庭）が互いの特性を踏まえたうえで、役割を分担し、連携・協力し合いながらまちづくりを進めていきます。

3 効果的・効率的な自治体経営の推進

人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、市の財政はますます厳しい状況が続くことが予測されます。

このような中、計画を着実に推進していくために、徹底した合理化・効率化、自主財源の確保等による財政の弾力化、組織を支える人材の育成を進め、健全な経営を行っていきます。

4 デジタル技術の活用

AIやIoTをはじめデジタル技術の伸展はめざましく、官民挙げて、society5.0と称される新たな社会（超スマート社会）を目指す取り組みが始まっています。暮らしに関わるあらゆる分野において、こうした技術を積極的に活用していくことで、より便利で質の高い暮らしができるまちづくりを進めていきます。

また、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることで、よりよくつながり、いきいきと暮らせるまちをめざします。

~~4 個別計画等との相互連携~~

~~市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層とします。~~

~~そして、この三層は、基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。~~

